

# 八戸市農業委員会2月総会議事録

日時：平成30年2月9日（金）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

## 出席した委員

農業委員数：17名

2番 籠田 悦子、3番 木村 武美、4番 馬場 豊、5番 釜石 幸史朗、  
7番 谷地 秀典、8番 村上 正憲、9番 西野 茂雄、10番 明戸 政勝、  
11番 山内 光興、12番 加藤 浩幸、13番 松橋 剛志、14番 寺沢 和則、  
15番 赤坂 英夫、16番 阿達 福壽、17番 狛守 文宏、18番 長根 昭男、  
19番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：20名

1番 木村 弁一、2番 坂下 彌一、3番 河原木 一実、4番 田名部 浩、  
5番 大久保 秀幸、6番 清川 新一、8番 田中 忠二、9番 三浦 勝浩、  
10番 山田 貴光、11番 齋藤 正人、12番 下館 敏、13番 橋 由正、  
14番 荒川 喜一郎、15番 高橋 勝男、16番 高橋 政典、17番 金谷 由松、  
18番 坂 文雄、19番 松倉 賢六、21番 森 庄次郎、22番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：1番 三浦 豊、6番 内沢 豊

農地利用最適化推進委員：7番 赤坂 力雄、20番 上明戸 桂

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、三浦委員、内沢委員、赤坂推進委員、上明戸推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。  
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。  
次第の裏面をご覧ください。  
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様には寒さの続く中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。  
今年も早いもので、もう来週には八戸えんぶりも始まります。えんぶりの頃が一番寒いと言われておりますので、どうぞ皆さん、インフルエンザ等にかからないように十分に体調に気をつけて過ごしていただきたいと思います。  
本日の議事につきましても、慎重審議よろしくをお願いいたします。  
ただいまから議事に入ります。  
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。  
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。  
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、16番 阿達福壽委員、17番 狩守文宏委員、両氏を指名いたします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。  
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

坂下委員

坂下から報告します。去る1月29日、釜石農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料1ページ、2番と3番を調査してまいりましたので報

告いたします。

3条2番

2番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は知人で、田んぼが隣だそうです。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のため。申請地における貸付はなし。受人は65歳以上ですが、農業後継者がいるということです。申請者の過去3年間における農地の取得及び売却事例はなし。農地の周囲の状況は、通作距離10km。農業経験50年。耕作道あり。宅地化なし。地域農業への影響は特になし。受人の耕作地あり。農地集団化あり。休耕地なし。年金、税猶予等の状況は、経営移譲年金はなし、相続税猶予はなし、贈与税猶予もないということです。受人の農地保有並びに耕作状況は、自作地の田んぼ2,993㎡、畑6,590㎡。作付はピーマンとか育苗を付けているということです。受人の世帯員等の労働力及び農機具保有状況については、世帯員等は男2人、女1人、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人。トラクター1台、田植機1台、管理機2台、トラック1台という報告になりました。

3条3番

続きまして3番ですが、受人は本人が出席、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は他人ということです。態様別は、売買。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のため。申請地の貸付はなし。申請地における受人の作付計画は、飼料用の作物を作付するということです。過去3年間における農地の取得及び売却事例はなし。申請地周囲の状況は、通作距離15km。農地集団化は向谷地39-5のみなし、その他はあり。農業経験は50年。耕作道あり。宅地化は向谷地39-5のみあり、その他はなし。地域農業への影響は特になし。受人の耕作地なし。休耕地なし。年金、税猶予等の状況は、経営移譲年金はなし、相続税猶予はなし、贈与税猶予もないということです。受人の農地保有並びに耕作状況は、自作地の畑は65,034㎡、借地の田んぼは301,613㎡。田の方には飼料用米を作付しているということです。畑の方には大根とかを作付。受人の世帯員等の労働力及び農機具保有状況については、世帯員は男1人、女1人、うち農業専従者は男1人、女1人。トラクター3台、トラック2台、田植機1台、ハーベスター1台、そういう結果報告でした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

森（光）委員

続きまして、森から報告いたします。去る1月29日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料1ページ、番号4番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条4番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付はなく、作付計画は、そばを栽培するそうです。

受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は0.1kmで、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は40年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女4人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、軽トラック、草刈機を各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

坂下委員

続きまして、坂下から、ご報告いたします。

資料2ページ、番号5番です。

受人の氏名、渡人の氏名、年齢は資料に記載のとおりです。

3条5番

5番ですが、調査には、受人が代理人、渡人は本人が出席いたしました。受人と渡人の関係は知人だと言っておりました。土地の表示は田んぼ 557㎡、同じく田んぼ 561㎡、同じく田んぼ 794㎡、計 1,912㎡。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のため。申請地における貸付はなし。申請地における受人の作付計画は米。申請者の過去3年間における農地の取得及び売却事例はなし。申請地周囲の状況は通作距離は5km。農業経験15年。農地集団化あり。耕作道あり。宅地化なし。地域農業への影響は特になし。受人の耕作地なし。休耕地なし。年金、税猶予等の状況は、経営移譲年金はなし、相続税猶予はなし、贈与税猶予もないということです。受人の農地保有並びに耕作状況は、畑 8,925㎡。畑、借地のものは 1,226㎡、合計で 10,151㎡。にんにくと長いもを作付するという事です。受人の世帯員等の労働力及び農機具保有状況については、世帯員は男1人、女4人、うち兼業者は男1人、女1人。農機具保有状況は、トラクター2台、草刈機2台、運搬機1台、薬剤散布車1台ということでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

清川委員

続いて、清川より、農地法第3条許可申請に係る調査についてご報告いたします。去る1月29日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料2ページ、番号6番について調査してまいりましたのでご報告いたします。

まず最初に申請者の受入、渡人ともに本人確認のため、自動車運転免許証の提示を求め、確認し、受入、渡人両者ともに本人出席でございました。

3条6番

調査には、両者ともに本人が出席しました。受入と渡人の関係は、知人ということでございました。土地の表示については資料に記載のとおりでございます。態様別でございますが、売買です。申請理由は、受入は渡人の要望、渡人は労力不足。申請地の貸付けの有無でございますが、いずれもございま

せん。申請地における受人の作付計画でございますが、長いも、ごぼう、ということでございます。受人は65歳以上でございますが、長男の後継者がいるということでございます。両者の過去3年間における農地の取得・売却事例はございません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離は約4km。農地集団化あり。農業経験は40年ということございました。耕作道あり。宅地化なし。受人の耕作地あり。休耕地・山林地なし。また、地域農業への影響は特にございません。年金、税猶予の状況でございますが、受人、渡人ともに経営移譲年金、相続税猶予、贈与税猶予いずれもございません。受人の農地保有並びに耕作状況は、資料に記載のとおりでございます。受人の世帯員の労働力でございますが、世帯員は男1人、女1人、農業専従者は男1人、女1人。兼業者はございません。農機具保有状況でございますが、トラクター2台、管理機2台、肥料播機1台、運搬車2台、タンクローリー3台、リフト1台、オイルローダ1台ということございました。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長 ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

長根委員 はい。

会長 長根委員。

長根委員 5番なのですが、譲受人は「みちのく庭園」の方であることを確認していますか。

事務局 事務局大里から説明いたします。こちらの譲受人は仕事先はそのように伺っております。ただ今回は、法人とは関係なく個人で取得するというで伺っておりました。

会長 よろしいですか。

長根委員 はい。

会長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
会長

次に、日程第3、議案第8号、平成29年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第8号「平成29年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借10件、使用貸借13件の計23件となっております。

借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手12名、貸し手23名で、利用権設定面積は162,745.81㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、長ネギを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間で米120kgでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年間使用貸借するものでございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

次ページをお開き願います。

利用集積6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、にんじん・にんにくを作付けするために、9年間使用貸借するものでございます。

利用集積7番

番号7番、利用権の種類及び内容は、葉たばこを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間130,000円でございます。

利用集積8番～

利用集積10番

番号8番から番号10番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長ネギを作付けするために、番号8番と番号9番は3年間使用貸借するもので、番号10番は3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間60,000円でございます。

次ページをご覧ください。

利用集積11番

番号11番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間

利用集積 12 番	<p>使用貸借するものでございます。</p> <p>番号 12 番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間でにんにく 5 kg でございます。</p>
利用集積 13 番～ 利用集積 16 番	<p>番号 13 番から次ページの番号 16 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 13 番は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。番号 14 番から次ページの番号 16 番までは、にんにくを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間でにんにく 5 kg でございます。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p>
利用集積 17 番～ 利用集積 21 番	<p>番号 17 番から次ページの番号 23 番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、番号 17 番から次ページの番号 21 番までは、10 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 22 番	<p>番号 22 番は 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 23 番	<p>番号 23 番は 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 60,300 円でございます。</p> <p>公告年月日は、平成 30 年 2 月 15 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
会長	<p>次に、日程第 4、議案第 9 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第 9 号「農用地利用配分計画案に係る意見について</p>

て」をご説明いたします。

資料9ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借2件、使用貸借5件の計7件となっております。借り手の人数につきましては3名で、利用権設定面積は81,734㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号17番から番号23番に関連する事案でございます。

それでは、議案の説明をいたします。

番号1番から番号5番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

次ページをお開き願います。

番号6番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間5,000円でございます。借り手の決定理由は、農地保有合理化事業での貸借を、農地中間管理事業での貸借に切り替えるものであるためでございます。

番号7番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間60,300円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

配分計画1番～  
配分計画5番

配分計画6番

配分計画7番

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)



会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することにしたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5  
会長

次に、日程第5、報告第5号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の1月分でございます。総会資料の11ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページ番号1番から資料13ページ番号9番までの計9件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第6、日程第7  
会長

次に、日程第6、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の1月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条1番

番号1番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条1番～5条3番	番号1番、2番、3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条4番	番号4番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条5番	番号5番、転用目的は倉庫1棟建築でございます。
5条6番	番号6番、転用目的は通路でございます。 次ページをご覧ください。
5条7番	番号7番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。
5条8番	番号8番、転用目的は事務所1棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご質疑なしと認めます。
日程第8 会長	次に、日程第8、報告第8号、農地改良届出についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
小笠原技能技師	事務局の小笠原から、ご報告いたします。 資料の21ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出1番	番号1番。着工年月日は平成30年1月30日で、使用した土の採取場所は、南部町大字杉沢字木戸口地内でございます。 届出年月日、受理年月日は、平成30年1月23日でございます。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご質疑なしと認めます。 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時7分)